

小規模多機能型居宅介護事業所 雲南ゆりさわ ご利用料金表

令和3年4月1日改定

		介護予防小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護					
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護 保険 対象	(介護予防)小規模多機能型居宅介護費	3,438単位/月	6,948単位/月	10,423単位/月	15,318単位/月	22,283単位/月	24,593単位/月	27,117単位/月	
	①初期加算	30単位/日	30単位/日	30単位/日	30単位/日	30単位/日	30単位/日	30単位/日	
	②認知症加算(Ⅰ)	—	—	800単位/月	800単位/月	800単位/月	800単位/月	800単位/月	
	③認知症加算(Ⅱ)	—	—	—	500単位/月	—	—	—	
	④看護職員配置加算(Ⅰ)	—	—	900単位/月	900単位/月	900単位/月	900単位/月	900単位/月	
	⑤総合マネジメント体制強化加算	1,000単位/月	1,000単位/月	1,000単位/月	1,000単位/月	1,000単位/月	1,000単位/月	1,000単位/月	
	⑥中山間地域等サービス提供加算	介護予防小規模多機能型居宅介護費×5%	介護予防小規模多機能型居宅介護費×5%	小規模多機能型居宅介護費×5%	小規模多機能型居宅介護費×5%	小規模多機能型居宅介護費×5%	小規模多機能型居宅介護費×5%	小規模多機能型居宅介護費×5%	
	⑦サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350単位/月	350単位/月	350単位/月	350単位/月	350単位/月	350単位/月	350単位/月	
⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	サービス総単位×10.2%	サービス総単位×10.2%	サービス総単位×10.2%	サービス総単位×10.2%	サービス総単位×10.2%	サービス総単位×10.2%	サービス総単位×10.2%		
介護 保険 外	事業所	宿泊費(1泊につき)	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
		食費(各1食につき)	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円	朝食:310円 昼食:550円 夕食:550円
	その他	医療費・薬剤費等	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費
		おむつ等の費用	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費

※ 送迎費や洗濯等の費用は「(介護予防)小規模多機能型居宅介護費」に含まれます。また、月途中からご利用開始または月途中に解約された場合は日割となります。

【介護保険対象部分のご負担額】

- 上表の単位数×10円のうち、1割～3割をご負担いただきます。●一定以上の所得の方につきましては、2～3割負担となります。
- 負担割合につきましては、雲南広域連合から送られてくる負担割合証をご確認ください。なお、2割～3割負担の場合もご負担の上限がありますので、該当の方はご相談ください。

【各加算について】

①初期加算 1日につき 30単位

●ご利用開始日から起算して30日間を限度に加算されます。●30日以上医療機関に入院された後、再びご利用を開始された場合も同様に加算されます。

②認知症加算(Ⅰ) 1月につき 800単位

●対象となる方は、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症のご利用者様です。●認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上であることを主治医意見書により確認します。

③認知症加算(Ⅱ) 1月につき 500単位

●対象となる方は、「要介護2」に該当し、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症のご利用者様です。●認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱ」に該当することを主治医意見書により確認します。

④看護職員配置加算(Ⅰ) 1月につき 900単位

●対象となる方は、常勤専従の看護師を1名以上配置している事業所のご利用者様です。

⑤総合マネジメント体制強化加算 1月につき 1,000単位

●対象となる方は、ご利用者様の心身状況やご家族様を含む環境の変化等を踏まえ、多職種協働で個別計画書を随時適切に見直しをしており、かつ地域における活動への参加の機会が確保されている事業所のご利用者様です。●区分支給限度基準外です。

⑥中山間地域等サービス提供加算(介護予防)小規模多機能型居宅介護費×5%

●対象となる方は、別に厚生労働省が定める地域に居住されているご利用者様で、事業所が通常のサービス提供実施地域を越えて送迎または訪問を行った場合です。●当事業所での加算該当地域は、雲南市の一部および奥出雲町・飯南町です。●区分支給限度基準外です。

⑦サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1月につき 350単位

●対象となる方は、介護従業者総数のうち常勤の者が6割以上である事業所のご利用者様です。●区分支給限度基準外です。

⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス総単位×10.2%

●対象となる方は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)算定事業所のご利用者様です。●区分支給限度基準外です。

【区分支給限度基準】

	要介護状態区分	区分支給限度基準
予 防	要支援1	5,032単位/月
	要支援2	10,531単位/月
介 護	要介護1	16,765単位/月
	要介護2	19,705単位/月
	要介護3	27,048単位/月
	要介護4	30,938単位/月
	要介護5	36,217単位/月

●左表の区分支給限度基準内であれば、(介護予防)小規模多機能型居宅介護のサービスほかに、(介護予防)福祉用具貸与や(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーションなどのサービスを受けることができます。

●区分支給限度基準外のサービスである、(介護予防)居宅療養管理指導を利用したり、特定(介護予防)福祉用具販売や(介護予防)住宅改修費支給を受けることができます。

●(介護予防)福祉用具貸与や(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーションなどのサービスを受けられる場合も、当(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所所属の介護支援専門員が居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成します。

【短期利用について】

●平成27年4月から、当小規模多機能型居宅介護事業所でも7日以内の短期利用が可能になりました。●短期利用につきましては、やむを得ない理由があり、当事業所が対応可能な(空室がある)場合に限りです。●通常の登録の場合、担当ケアマネジャーは当事業所の介護支援専門員に変更となりますが、短期利用の場合は担当ケアマネジャー(居宅介護支援事業所)の変更はありません。

小規模多機能型居宅介護事業所 雲南ゆりさわ(短期利用) ご利用料金表

令和3年4月1日改定

		介護予防小規模多機能型居宅介護		小規模多機能型居宅介護					
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護 保険 対象	(介護予防)小規模多	423単位/日	529単位/日	570単位/日	638単位/日	707単位/日	774単位/日	840単位/日	
	加算	①サービス提供体 12単位/日	②介護職員処遇 改善加算(Ⅰ) サービス総単位 ×10.2%	12単位/日	12単位/日	12単位/日	12単位/日	12単位/日	12単位/日
介護 保険 外	事業所	宿泊費(1泊につき)	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	その他	食費(各1食につき)	朝食:310円 昼食:550円	朝食:310円 昼食:550円	朝食:310円 昼食:550円	朝食:310円 昼食:550円	朝食:310円 昼食:550円	朝食:310円 昼食:550円	朝食:310円 昼食:550円
		医療費・薬剤費等	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費
		おむつ等の費用	実費	実費	実費	実費	実費	実費	実費

【介護保険対象部分のご負担額】

- 上表の単位数×10円のうち、1割～3割をご負担いただきます。●一定以上の所得の方につきましては、2～3割負担となります。
- 負担割合につきましては、雲南広域連合から送られてくる負担割合証をご確認ください。なお、2割～3割負担の場合もご負担の上限がありますので、該当の方はご相談ください。

【各加算について】

- ①サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日につき 12単位
 - 対象となる方は、介護従業者総数のうち常勤の者が6割以上である事業所のご利用者様です。●区分支給限度基準外です。
- ②介護職員処遇改善加算(Ⅰ) サービス総単位×10.2%
 - 対象となる方は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)算定事業所のご利用者様です。●区分支給限度基準外です。

【区分支給限度基準】

	要介護状態区分	区分支給限度基準
予 防	要支援1	5,032単位/月
	要支援2	10,531単位/月
介 護	要介護1	16,765単位/月
	要介護2	19,705単位/月
	要介護3	27,048単位/月
	要介護4	30,938単位/月
	要介護5	36,217単位/月

- 左表の区分支給限度基準内であれば、(介護予防)小規模多機能型居宅介護のサービスほかに、(介護予防)福祉用具貸与や(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーションなどのサービスを受けることができます。
- 区分支給限度基準外のサービスである、(介護予防)居宅療養管理指導を利用したり、特定(介護予防)福祉用具販売や(介護予防)住宅改修費支給を受けることができます。
- (介護予防)福祉用具貸与や(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーションなどのサービスを受けられる場合も、当(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所所属の介護支援専門員が居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成します。